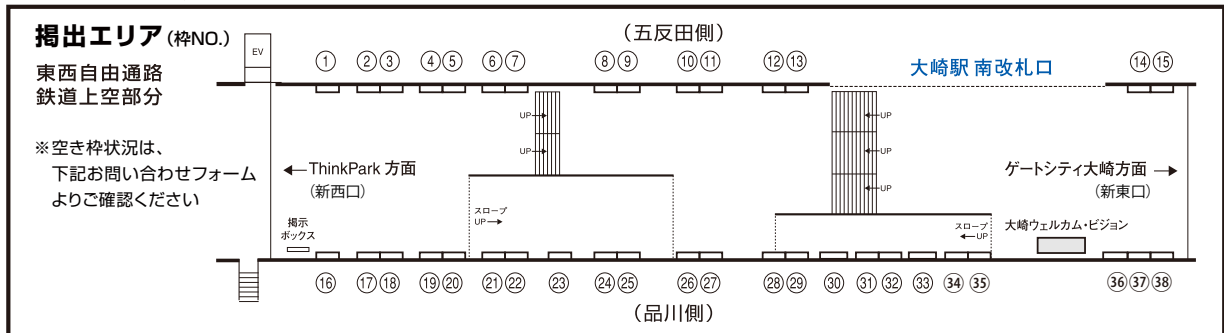


■掲出料金表

区分	項目	媒体料金 (単位:円) ※消費税別途				出力・設置料金 (単位:円/1面) ※消費税別途
		1週掲出	1ヵ月(4週)掲出	3ヵ月(13週)掲出	6ヵ月(26週)掲出	
一般広告 情報	1面掲出	30,000	100,000	270,000	480,000	耐湿樹脂加工紙ポスター(1,580×850mm) 出力及び現場設置料金として1面当たり25,000 ※掲出後のポスターは返却致しません。 ※特別に撤去廃棄日の指定がある場合、 撤去料として1枠10,000を申し受け させていただきます。
	2面掲出	50,000	180,000	500,000	900,000	
公共的情報		品川区等の広報の他にも、区民の公共・公益的利便性に資するインフォメーションやPR、地域活動の広報や作品発表等については、大崎エリアマネージメントの審査に基づき「公共的情報」として扱われ、媒体料金は上記に定める以外となります。				左記に示す通り、上記に定める以外となります。



■媒体のご案内

媒体形状 / 通路両脇ガラス高欄設置のアルマイト製ベースパネルに耐湿樹脂加工紙ポスター貼布、透明アクリライトでカバー

掲出ポスターサイズ / 横1,580mm×縦850mm

■お申し込み方法

下記お問い合わせフォームより空き枠状況をご確認頂き、「広告掲出申込書」に記入の上、メール及びFAXにてお送りください。申込書確認の上、当方よりご連絡させていただきます。

■掲出決定

掲出の内定に基づき、掲出開始希望日の2週間前までに表現内容を示す原稿をお送りください。当方にて事前の原稿審査後、掲出決定させていただきます。

■出稿方法

出稿原稿 / イラストレータ、フォトショップによるデータ出稿(完全原稿) ※色校正は行いませんのでご了承ください。

原稿制作代行 / ご要望に依り、当方の制作部門にて企画・デザイン・コピー・写真撮影等、一括した代行制作及び媒体に適合する修正制作も承ります。

掲出料金のお支払い / 掲出決定後、当方からご請求させていただきます。

地元大崎のまちづくり組織



一般社団法人 大崎エリアマネージメント

〒141-0032 東京都品川区大崎2-11-1大崎ウイズシティ2F

■お問い合わせ・お申し込み先(大崎エリアマネージメント広告取扱い業務)

AD・SP・PR ■ クリエイティブ・エージェンシー

BRAINCORE

株式会社ブレインコア

〒107-0052 港区赤坂9-1-7 赤坂レジデンスチャル 319

Tel : (03)3403-1068 Fax : (03)3403-7378

office@brain-core.co.jp

◆下記OAMホームページ「お問い合わせフォーム」よりお問い合わせください。

<http://www.ohsaki-area.or.jp/inquiry/>

☎お問い合わせ受け付け時間:AM10:30~PM:600(土・日・祝休)

■内容・表現のガイドライン

当該媒体は公共性と美観を重視した「都市景観広告スペース」としての位置づけから、掲出する広告内容・表現のガイドラインについて定めてあり、その要諦は以下に示す通りです。

●ガイドラインの目標

- ① 一連の広告の全体レベルが一定のクオリティ(視覚面と訴求内容面)で統一されること
- ② 一定の公共性が保たれること
- ③ 高品位な都市景観性が保たれること

●具体的基準

- ① 下記「大崎エリアマネージメント広告掲載基準」に定めるものとします。
- ② さらに、表現面において著しくデザイン性の欠如したもの、都市景観性を損なうもの、情報面で明らかに客観性にかかけ、誇大かつ過度に直裁な表現と(OAM側にて)判断したものはこれを改良した後掲載することとします。

■上記ガイドラインに沿った適切かつ円滑な広告掲出を実施するために、OAM内審査機関及び代行制作部門による原稿の事前審査並びに依頼に基づく代行制作や修正制作を行います。

大崎エリアマネージメント広告掲載基準

第1条 この基準は、一般社団法人大崎エリアマネージメントが維持管理業務を実施する公共施設等における広告事業をおこなうにあたり、広告媒体への広告掲載の可否はこの基準に基づき判断をおこなうものとする。

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものとし、内容及びデザインについては地域の特性、地域のルール、慣習により形成されてきた景観や文化に配慮するものとする。

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。(※前記ガイドライン通り)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業法の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (5) 法律の定めのない医療類似行為をおこなう施設
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (9) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業をおこなうもの
- (10) 民事再生法及び会社更生法による再生、構成手続き中の事業者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 人権侵害、差別、名誉毀損の恐れがあるもの
 - ② 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ③ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - ④ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - ⑤ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ⑥ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの

⑦ 社会的に不適切なもの

⑧ 交通事故を誘発する等交通の安全を阻害する恐れがあるもの。

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

① 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

② 射幸心を著しくあおる表現

③ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

④ 虚偽の内容を表示するもの

⑤ 法令等で認められていない業種・商法・商品

⑥ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

⑦ 責任の所在が明確でないもの

⑧ 広告の内容が明確でないもの

⑨ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

① 裸体姿等で広告内容に無関係で必要性のないもの。但し、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その者「度適否を検討するものとする

② 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

③ 残虐な描写など善良な風俗に反するような表現

④ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

⑤ ギャンブル等を肯定するもの

⑥ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 都市の美観風致を損なう恐れがある次のいずれかに該当するもの

① 美観を損ねるような著しくどぎついもの及びくどいもの

② 景観と著しく違和感があるもの

③ 意味なく、身体の一部を強調するもの

④ 公衆に不快感をおこさせるもの

⑤ 地区計画、デザインガイドラインのルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの

第6条 業種ごとの基準の詳細については、別途定めるものとする